

反獨占政策の最近の動向

坂 根 哲 夫

一 獨占禁止法の改正動向

昭和二十二年に獨占禁止法が制定されてから既に滿十年を經過した。その間法律自體についてはもとより、この法律の運営に當っている公正取引委員會の活動についても種々の批判が行われていた。そしてその中には獨占禁止法の性格、意義についての無理解から生ずる獨占禁止法廢止論のような極端な意見すらあった。また獨占禁止法は戦後の經濟民主化政策の一環として、財閥解體政策や過度經濟力集中排除政策と密接不可分の關係のもとにとられた政策であったために、戦勝國の敗戦國に對する徵罰であり日本經濟の弱體化を狙ったものであるとする見方も行われたのである。このような意見は獨占禁止政策が占領政策の重要な一環として推進され、またアメ

リカの反トラスト法に範を求めて、しかもその母法以上に嚴格であったところから生じたことであって、無理からぬところもあると同時に、一面において長く獨占禁止法への理解の途をとざす一因ともなっていた。

制定當時の獨占禁止法は周知の如く極めて嚴格なものであって、カルテルはすべて違法であり、株式所有、役員兼任、會社合併の點についても機械的、形式的に禁止された部面が多かった。また獨占禁止法制定の翌年には事業者團體に對する規制が統制團體除去政策と並んでとられるに至った。このようなカルテル禁止、統制團體の廢除は、強力な統制經濟組織乃至は強制カルテル組織を中核とする戰爭經濟體制を引きついでいた當時の日本經濟の體制の全面的再編成であり、この意味では獨占禁止法は自由競争體制を維持することと併行して、實は自由

(43) 反獨占政策の最近の動向

競争體制、自由競争の基盤を強力に産み出す役割の一端をになつていたといえよう。その面においても極めて急進的な改革であつたために、不必要の反撥を招いた面もある。しかし民主政治に對應する民主的な經濟體制の支柱として、獨占禁止法は必要不可欠のものであるという理解も漸次深まつていようで、昭和二十四年の第一次改正以來屢次の改正と相俟つて、獨占禁止法を支持する層もふえてきたのである。殊に中小企業者、農民、一般消費者及び一部貿易業者は、財界の主張する大幅緩和論に反對してゐるのである。

なお獨占禁止法に鋭い批判を招いた他の原因は、占領時代の總司令部の運用のきびしさであつた。法律自體が嚴格であつたのに加えて總司令部指導下の公正取引委員會の運用が獨占禁止法をことさらに理解しがたくした事實は否めない。しかし獨立後の昭和二十八年の大改正による日本版の獨占禁止法、さらに主體性を確立した公正取引委員會の運用は、漸次廣汎に支持層を得つつあることは疑いのない處であつた。

しかし獨占禁止法施行後十年間に日本經濟に大きな變貌がみられた。一は經濟の正常化に伴う景氣の循環性が

表面化し、これに對する政府の景氣調整等が強化しようとしてゐること、二は世界的に急激な技術革新に伴つて産業構造に變貌がみられつつあることの二點を背景にして、獨占禁止法の再検討は必至とならざるを得なかつた。しかしこの再検討も慎重に行わないと、カルテル規制の緩和を主張する側と、これに對して獨占禁止法の基本理念を支持する中小企業、農民、消費大衆との對立と云う問題に追い込まれざるを得ない。従つて昨年十月内に閣に設置された獨占禁止法審議會に對する總理の挨拶の一句は、この兩者の對立を考慮しつつ次のような微妙な表現をとつてゐる。

「今回政府として、ここに本審議會の設置を決定いたしました所以のものは、内外の諸情勢並びに獨占禁止法施行十年の經驗にかんがみ、同法について全般的な検討を行い、同法をより一層わが國經濟の實情に即應せしめようとするところにあるのであります。即ちわが國經濟の現況は、企業數が多過ぎるため、とかく過當競争の弊に陥り易く、また經濟基盤が弱いため國際的な景氣變動に影響されるところが大きい等の特殊事情があり、さらに最近における世界的な技術的革新の趨勢に對處して、

中小企業、農林業に對し有形無形の利益を與えてきた。同法を改正することは價格の引上を結果し、これらの者の立場を不利にする。従つて獨占禁止法はこれを強化こそすれ、緩和すべきでない」とする強い意見の二つである。

このような二つの對立する意見が——從來もそうであつたが——今次の改正論議に當つて、政府の諮問機關たる獨占禁止法審議會に對する公的なものとして、明確化されたことは、答申に對して何等かの影響を與えずにはおかなかつた。端的に批評して、答申が獨占禁止法改正の大綱のみを示すにとどまり、かつ意義不明の點が多く、また議論の中心になつたような點がかえつて巧妙に片づけられている印象を與えるのも、このような事情を背景にしなければ首肯し得ない處である。

答申の基本的考え方をみると、先ず「獨占禁止法が戰後經濟の過程において經濟の復興と民主化に寄與してきた効果は、高く評價すべきである」としている。

しかしこの法律は過當競争になやみ、また經濟の安定的成長が要請されるわが國經濟の實情に即應しているとはいふ難いと云う考え方を示した。過當競争と獨占禁止

法との關係については、必然的因果關係ありとする議論に對しては可成りの反論が行われ、その結果は「本法の下でかえつて過當な競争に悩む事實もあり」として、この關係の議論の中間的結論を示しているのである。

さらに民間の一部から主張されていた、獨占禁止法の云う公共の利益は國民經濟全般の利益だと云う考え方に對しては、今回の答申においては必ずしもこれをこのまま支持してはいない。と云うのはそのように廣く解すれば、改正は不必要となるからである。この點甚だ不明確であるが、「當面獨占禁止法の運用は自由競争秩序を維持するという上で進むのではあるが、過當競争を是正したり、またそこからくるいろいろのマイナスの作用を訂正することが國民經濟の上でのぞましい場合には、その方を採用してゆこう」という立場をうち出したのである。このような考え方の結果、この法律のあるために反つて産業や貿易の發展がマイナスになるといふ事態が生じるのを回避しようとすることになり、答申の認めているような、當面所要の改訂ということになつた。

しかし獨占禁止法と日本經濟、産業組織との關連は根本的に検討を要する問題を含んでいるのである。従つて

答申は法律改正の方法論としては二段構えをとり、差し當り所要の改正を行うと共に、根本的なあり方については別に政府が引き續き検討を加えることを望んだのである。このことは豫定された審議期間の短かつたことも一因であるが、先に紹介した各團體の改正要望でも、獨占禁止法の根本理念を改むべしとの意見が意外に少かつたこと等の事情もあつたものと考えられるのである。

さて審議會が差し當り改訂を加える必要ありとして答申した事項は第一に現行法で認められている不況カルテルの要件を緩和し、不況の豫見せられる場合にもカルテル結成を認めうることにすることである。第二は合理化のためのカルテル結成の途をひろげ得ることにした。その中で現行法で認可制の下で認められている合理化カルテルは、弊害も少いのでこれは事前届出制にすることにした。この外「特に必要がある場合には、専門生産のための生産分野協定、原材料の購入に係る協定、過剩設備の處理に關する協定、買取機關の設置の如き産業の合理化のための共同行爲」を新に認可制により認め得ることとするとした。

今回の答申で特に例外的に認められることになつたも

のは、二重投資、過剩投資防止の新增設の調整のためのカルテルと輸出振興のための特定商品についてのカルテルであるが、これは色々議論された結果、合理化カルテルの解釋を擴張して故意に若しくは意識的に合理化カルテルの中に入れられて、非常に限定して認められることになつた。このようにカルテル規定を可成りの程度に緩和することにしたが、その反面可成り強く要望されていた構造的な不況カルテル、基礎物資の長期需給調整カルテルは認められないことになつた。ただ合理化カルテルを大幅に認めようとしていることは、換言すれば事業者が合理化に役立つと考えれば、或る程度共同行爲は自由にし得ると云う建て前になつてはいるが、この點は獨占禁止政策と本質的に對立するものを含んでいるかも知れないと云う點で、今後の問題を包藏しているものと云わなくてはならない。

次にトラスト關係の規制については、關係官廳及び産業界も餘り検討をしていなかった模様であるが、審議會としては二十八年の改正においてカルテルに比してトラストの方を大幅に緩和したもので、今回の場合は一般的に緩和せず、「企業規模の擴大が特に合理化のため必要

(47) 反獨占政策の最近の動向

である場合等特定の場合に限って「會社の合併、營業の讓受等の制限について緩和することになった。

次にこれまで獨占禁止法違反のケースには、不公正取引方法禁止規定違反が多かったが、この規定の内容は必ずしも明確でない。そこで答申は、カルテル・トラスト規定の緩和に伴い支配的企業等の支配力の濫用行爲による弱少企業者への影響を防止し、併せて過當競争による弊害を除去するために、この不公正取引の規定の整備強化と共に、内容の明確化を圖ることを要望している。なお答申はこの體系で公正競争規約の創設の途をひらいて、過當競争による取引秩序の混亂の防止と更に進んで好ましい取引慣行の積極的な確立のための二つの立場から業界が自主的にルールを作ることを用いたっている。これは若しそのまま立法化されれば、はじめて獨占禁止法體系にとり入れられた思想であるが、法制化に當っては、米國の反トラスト法體系下における商慣行規則若しくは商慣行會議 (Trade Practice Rule or Trade Practice Conference) を先例として研究することにならう。もっとも、反トラスト法からみて違法として否定された全國産業復興法體系下の公正競争規約 (Code of Fair

Competition) も、ある程度參考にする必要が出てくるかも知れない。何れにしても、この規約をわが獨占禁止法の全面的な適用除外とするか否かは、法制化段階の一つの問題とならう。

最後に答申は、カルテル等による弊害と不公正な取引を嚴に排除し得る態勢を整えるために、公正取引委員會及び事務局機構人員等の擴充整備と經濟の實體に即應してこの法律が適切に運用されるように、民間有識者の意見が十分に反映されるための組織確立を要望したのである。

以上はわが國の獨占禁止法制の當面のあり方を示すものとして、審議會が答申した内容の概観であるが、要は問題の根本的検討は回避され、當面必要とする措置を、改正積極論と消極論との中間的位置において解答したものと解せざるを得ない。

むしろ改正の動向を眞面目に検討せんとする態勢は、この答申の内容が法律化した目からはじまるものと解しなくてはなるまい、その意味では、今日の狀況においては、わが國の獨占禁止政策を含めて、主要諸國における反獨占政策の動向は、どのようなものであるかを先ずみ

きわめなくてはなるまい。

二 海外諸國の反獨占體制の概要

第二次大戦後の世界の一般的傾向として、各國とも反獨占政策を採用し、或は規制を強化している。それは自由主義諸國の經濟の指導者たる米國が、その傳統的理念たる反トラスト政策を國際的に展開しようとしている努力に負うものであると同時に、今次大戦中にとられた統制經濟の弊害、カルテル、事業者團體を通しての經濟の組織化の失敗等の經驗を通して、資本主義經濟における競争機能を再認識したことに起因しているとみることが出来る。

海外諸國における國內法制定の傾向をみると次の如くである。先ず第一に憲法で獨占、カルテル、トラスト等を禁止する旨の規定を設ける國が増加していることである。勿論戦前も憲法で制限的商慣行即ちカルテル行爲を禁止している國があった。例えば一九三三年のペルー憲法はその第十三條で、獨占及び取引制限のための結合を禁止し、獨占を認める場合には、公共の利益に適合する範圍で法律によって國家的な獨占を設ける旨を定めてい

る。併し戦後はチェコスロヴァキヤ、ユーゴスラヴィア等の人民民主主義國を含めて二十八ヶ國がこのような規定を憲法中にもっている。勿論その規定の仕方には多少のニュアンスはある。例えば一九四六年フランス憲法、一九四七年のイタリー憲法の如く、獨占の性質を有する企業は公有となると規定して、間接的に私的獨占を禁止する旨を定めているものもある。

次にこのような憲法に反獨占の趣旨を規定することのほかに、反トラスト法制を整備しつつある國は急増しつつある。その狀況は次の如くである。

(1) 第二次大戦前から反獨占法制を有している國、これはアメリカ以下の十四ヶ國である。(アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、コロンビア、コスタリカ、デンマーク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノールウェイ、フィリピン、スイス、南阿連邦) これら諸國の反獨占の規制の態度は必ずしも同一ではなく、原則的禁止或は弊害防止等に分れている。しかし各國の現行法制の中で、制限的商慣行を原則的に禁止している十二ヶ國中、日本、西ドイツ、ブラジルを除くすべてが戦前から反獨占法を持っていた十四ヶ國の中に入っているこ

(49) 反獨占政策の最近の動向

とは注目されている。以上のほかユーゴスラヴィア、ブルガリア、ハンガリー、ポーランド、チェコスロヴァキヤ等の現在人民民主主義諸國においてもそれぞれ一九三〇年代に制限的商慣行取締の規定が實施されていたことを想起すれば、戦前においても、意外に廣汎に反獨占體制が整えられていたことを知るのである。

(2) 第二次大戦後に反獨占法制を持つこととなった國、この中には敗戦によってアメリカ法の有力な影響の下に獨占禁止法を制定した日本、西ドイツ(占領法規その後本年一月より競争制限禁止法の制定)を含めて十ヶ國である。(オーストリア、ブラジル、フランス、アイerland、ポルトガル、スエーデン、イギリス、ウルグアイ)

(3) 新立法又は改正法によって、従来からの反獨占制法制を強化した國は十ヶ國に及んでいる。先ず既存の法制を強化して取締方法を強化し又は対象を擴大しているもので、カナダ、オランダ、メキシコの法制の強化である。又戦前からの法制に加えて、新立法を行つて體制強化に努めているものに、デンマーク、ニュージーランド、ノールウェイがある。さらに戦後に至つて反獨占法制を制定した國で、その後急速にその新立法の強化のための

措置をとつた國がみられる。フランス、スエーデン、イギリスがそれである。

(4) 従來の反獨占法制以外に強化するための法律案を審議している國としてはアメリカ、フランス、ブラジル、オランダの四ヶ國がある。

(5) 全く新しく反獨占法制樹立の案を審議しているイタリー(カルテル協定監視法案)、ベルギー(經濟力濫用に關する法案)の二ヶ國がある。

(6) 單獨の反獨占法制とともに民事法又は刑事法で取締を行っている國としてはアルゼンチンを含む六ヶ國(カナダ、コスタ・リカ、フランス、メキシコ、フィリピン)がある。この中カナダ、メキシコ、フィリピンの刑法は何れもカルテル協定をそれ自體違法とする嚴格なものである。その他の國ではカルテル協定を違法としてゐるが、それは暴利取締りの対象となる行爲の一種として考へており、反獨占法制下の所謂反カルテル規定とは云い難い面もある。

(7) 又若干の國では單獨の反獨占法制を持たず、單に民法、商法、又は刑法だけで規制を行っている國がある。ハイティ(刑法)、ホンデュラス(商法)、イタリー

(民法)は反カルテル規定の性格を有し、エクアドル(刑法)、エジプト(刑法)は暴利取締規定の一種とみるのが妥當であろう。

以上みたように第二次大戦後は殆んどすべての資本主義諸國が反獨占體制をとっている。しかし諸國の立法の態度を分類すると次のようである。

(イ) 制限的商慣行の調査、研究の権限を與える法律を持つ國としては先ずイギリスがある。同國の一九四八年の「獨占及び取引制限行爲(調査及び規制)法」によつて、獨占委員會が獨占について調査し公共の利益に反すると認めた場合は、商務大臣及び主務大臣は當該行爲の中止を勧告することになった。次に獨占調査法(一九三五年)を有するメキシコ、トラスト調査法(一九四六年)を有するウルグアイがある。

(ロ) 制限的商慣行を登録し、弊害を規制するための法律を持つ國としては、オーストリア(カルテル規制法、一九五一年)、デンマーク(價格協定法、一九五二年)、オランダ(カルテル法、一九四一年)、ノールウェイ(價格、配當及び競争の取締り及び規制に關する法律、一九五三年)及びイギリス(取引制限行爲に關する法律、一

九五六年)の五ヶ國がある。この中で立法年次の新しいノールウェイとイギリスの例をごく簡単に説明すると、先ずノールウェイの立法では競争制限協定又は取引を制限する目的を持つ事業者團體、若しくはノールウェイにおける取引の四分の一以上を支配する如き大企業は價格廳に届出なければならぬ。そして價格廳はこれを登録する。この登録された協定若しくは大企業の事業活動が公共の利益に反したり若しくは不公正と認められるときは價格廳は變更取消又は禁止の措置をとるわけである。又不公正な價格又は取引條件を要求することは違法であり不當な取引拒絶も禁止される。政府は以上の權限のほかに本法の目的を達成するために最高價格、最低價格を決定し、不公正な競争方法を阻止する等、必要な措置をとりうる一般的な規制權限をもつのである。イギリスの新立法は取引制限協定に對して届出をさせ、協定の存在を明らかにし、公共の利益に反する場合は公益違反の宣言をすることとしている。但し集團的な再販賣價格維持行爲は違法とされている。

(ハ) 制限的商慣行による弊害を規制するための法律(登録を要しない)を持つ國としては、フランス(價格

(51) 反獨占政策の最近の動向

條令、一九四五年及び刑法第四一九條)、アイルランド、(取引制限行為法、一九五三年)、ポルトガル(一九四六年法律第三五〇八九號)、スエーデン(競争制限防止法、一九五三年)、スイス(生活費及び市場保護手段に關する連邦經濟省令、一九三九年)及び南阿連邦(獨占防止及び取締に關する法律、一九五五年)の六ヶ國がある。この中で例えば一九五五年の南阿連邦の法律は、「獨占的狀態」として、あらゆる協定、價格決定行為、生産制限的又は價格吊上げ行為若しくは價格維持的競争制限行為その他の競争制限によつてもたらされる地位を規定し、「獨占的狀態が存在すると認めて通商産業局の行つた勸告に基き、經濟大臣は「獨占的狀態」を違法とし且つ當事者に對し協定への參加の禁止その他必要な措置をとることが出来る。次にスエーデンの一九五三年の法律は、コストに比し不當に高い價格、技術の進歩を妨げるような競争制限行為は公共の利益に反するとみなされる。そして事業者が一定分野の取引を支配し、又は協定に基く共同行為若しくは再販賣價格を指示するときは、公益に反すると認めて「自由取引委員會」は競争制限行為を排除することになつてゐる。

(二) 制限的商慣行を一般的に禁止する法律を持つ國としては次の十二ヶ國である。アルゼンチン(獨占處罰法、一九四六年)、ブラジル(公共經濟に對する犯罪に關する法律、一九五一年)、オーストラリア(濠洲産業安全法、一九〇六年)、カナダ(企業結合調査法、一九一〇年及び刑法一八九九年)、コスタ・リカ(一九三二年法律第五一號)、メキシコ(獨占に關する法律、一九三四年)、ニュージーランド(獨占規制法、一九一九)、コロムビア(一八八八年法律第二七號)、フィリピン(獨占及び取引制限的結合禁止法、一九二五年)、西ドイツ(競争制限禁止法、一九五七年)、アメリカ(シャーマン法、一八九〇年、クレイトン法、一九一四年連邦取引委員會法、一九一四年)及び日本(獨占禁止法、一九四七年)である。

以上諸外國の反獨占體制の動向を概観したのであるが、法律だけでは現實の反獨占政策を説明することにはならないこと勿論である。ただ云えることは反獨占體制の推進がなされてゐるということであらう。

三 各國反獨占體制の比較検討

(一) 三つの態度

前節で紹介したように最近は、反獨占體制を強化し或は新たにこのような體制をとらんとする國の増加しつつあることは事實であるが、獨占及び他の制限的商慣行の問題に對して、「何も措置しない」(do nothing)と云う態度もあり得るわけである。これは取引の自由、契約の自由、團結の自由から當然に經濟の集中、結合即ち獨占化は産れるのであって、私法の一般原則に反する場合(公秩良俗に反する契約の無効)または刑法に違反する(詐欺、強請等)場合の外は、自由にさせておくべきである。と云う信念に基くか、又はこの集中、獨占化の發展傾向は必然的であつて、人爲的阻止は不可能であるといふ諦觀にもとづくものである。このような態度は前節に紹介した以外の國々のとつてゐるものであろう。しかしこのような態度は反獨占體制のための立法措置をとるといふよりも、生産手段の全面的或いは部分的社會化の方向をとる可能性をもつものと云わなくてはならない。

第二の態度はアメリカ及びカナダにおいて時を同じくして展開されたもので、これは云うまでもなく競争を減殺する凡ゆる制限的協定及び活動を、原則的に且つ廣汎に禁止せんとしたのである。この兩國において效力のあ

る反トラスト法制とそれの實施のための機構の確立されたことは、歐洲諸國に比して急速な北米大陸における經濟の發展のために、トラスト等の型の經濟の集中が進んで可成り脅威になりつゝあつたためでもあるが、またこの兩國においては、信條においてまた實際的にも、社會主義や産業國有の途は反獨占政策として選び得る他の方法ではないと言ふ事實にもとづくのである。この態度は第二次大戰後、アメリカの被占領國となつた西ドイツ及び日本にうけつがれてゐるものである。

第三の態度は理論的にも實際的にも廣汎な支持のある「濫用防止立法」である。前節で紹介したように英國、スエーデン、ノールウェイ、フランス、南阿の最近の立法にこの思想が採用されている。又最近(一九五四年)の米國檢事總長によつて任命された反トラスト法調査委員會の多數意見においてもこの考え方が支持されている。この考え方は、カルテル若しくは獨占すらも本來的に惡としないうで、その疑いのあるものとして調査に付し必要あれば禁するのである。これは純理論的な觀點は別として、經濟生活における複雑、困難な獨占問題に對する經驗主義によるものである。

(二) 手續の相違

禁止主義と濫用防止主義の相違は、手續の相違と云う事實が大きく作用する。前者の原則をとるアメリカ及びカナダにおいては、何が妥當な行爲かの解釋の最終的決定權——即ち何が「不當な」若しくは「正當な理由のない」取引制限であるかを決定する權限——は、裁判所にある。さらにこれを明かにした例は、カナダの最近の立法で作られた制限的商慣行委員會 (Restrictive Trade Practices Commission) は、證據で明かにされた協定の公益に對する影響を評價する權限を持ちながら、まったく從來の裁判所の判例に左右されている。

濫用防止主義の國では、事實の分析、専門家の報告に重點がおかれ、行政命令、協議手續、登録、許認可等の行政處分によって取締が行われている。イギリス及びスカンディナヴィアの新しい法律で明かなように行政官、經濟専門家が主導的役割を果し、法律家は從屬的役割しか果さない。このような機關であるイギリスの Monopolies Commission、スウェーデンの Free Trade Council、ノールウェイの Office of Price Control and Price Board 等は結論を下すほど充分に日が経っているわけ

ではないが、政府、輿論の兩者からの信用を得ていることは認められている。

(三) Per se illegal と Rule of reason

反獨占立法の力點を司法的判定におくか或は専門家や行政機關の政策的評價におくかの問題は、既に古くから争われて未だ解決されていない。「本質的に内在している法則」(per se rule)と「條理の法則」(rule of reason)の問題に關係している。この問題は原則的禁止をとっている國にしか起らない。あらゆる種類の取引制限行爲が違法であるのか、あるいは、「不當な」もののみ違法であるかの問題は極めて重要である。アメリカ及びカナダでは裁判所が、何が不當な取引制限であるかを經濟的に判定することは不當であるとして、これを避けようとする傾向がみられる。歐洲諸國では、カルテル協定の合法性を判定するための特別の裁判所を作り、經濟政策、經濟法の専門家をこれにあてている。もっともアメリカやカナダでも Federal Trade Commission 又は Restrictive Trade Practices Commission の如き行政機關の活用によって、ある程度司法的規制の弊害を緩和し得るのである。またこのような原則的禁止の國で規定されている禁

止は、決してすべてのかかる行爲を民事的・刑事的に訴追することを意味するものではなく、摘發されるものは存在する多數の同種の行爲のうち重要なもの又はテストケース的なものであらう。しかし、このような摘發は或る種の企業又は産業に長期且つ大きな影響を與えるものであるから何が違法であるかの絶對的基準は勿論出來得ないが、少くともかなりの程度の明確な基準を知り得るようにすることは望ましい。

(四) 判定基準としての有效競争の妥當性

健全な競争經濟を維持しようとする要求と、絶えず變化する經濟環境の下でどうしても或る種の取引制限と獨占は必要であると云う經濟界の現實的要求の二つの間に、満足すべき妥協をもたらし得るような基準は何かという問題に關して、最近アメリカ及びカナダの經濟學者、法律家は、いわゆる“workable”若しくは“effective”な競争の理論に非常に關心をよせている。反トラスト法の研究に精力を集中している法律家や經濟學者の間でも、現代社會においては純粹競争 (pure competition) は神話であり (そして望ましいものではない) と云う事實は、今日殆んど異論のない處である。問題は

有效競争 (workable competition) が、どの程度に望ましくない取引制限と、そうでないものとの區別をするための正しい且つ有效な基準となり得るかということである。若しも満足すべき基準が見出され得るならば、それは種々の獨占、取引制限を判定するための物差しとなり得るものであらう。しかしこの問題は極めて困難なものであり、獨占問題について多年研究している學識經驗者ならば、當然一致すべき點があると主張するのは根據のないことであるが、その反面に要求されているような實用的基準が全くないと云うのも同様である。實際、それぞれ異った背景を持ち、且つ異った方法によつて運用されている各國の反獨占法制についても、これを些細に検討すればかなりの一致點を見出し得るのである。即ちある種の競争制限行爲は、ほとんどすべての國において非難されているが、一方ある種の競争制限行爲は有效競争を復活させるために、「純粹派」(purists) の體制をとっている國々 (例えばアメリカ、カナダ等の原則的禁止國) においてすら許容されている。この觀點から各國の反獨占法制を比較して考察すれば、公益に反するものとして、又は社會の要求する最少限度の競争を阻害するもの

(55) 反獨占政策の最近の動向

として、共通に非難されている行爲は次のようなものである。

(1) 集團的強制、ボイコットその他威壓的方法により、新規企業を制限し若しくは排除し又は特定の企業を差別的に取扱う方法。

(2) 参加者のうち特定企業の獨占をもたらしうな市場のきびしい分割。

(3) 一部は刑法の問題とならうが、入札談合。

(4) 獨占的支配又は制限的協定による、新發明(パテン
トの有無に關係せず)若しくは新技術の使用の制限。

(5) 競争抑壓商標 (fighting brand) による價格の切下。
これは競争者を抑壓した後においてはやめる點において、通常の過當廉賣と區別される。

(6) 經濟的優位にある販賣者が、販賣せんする製品に關連のある他の製品の購入を條件として、ある他の製品をおしつける「抱き合せ取引」。

以上の六種のタイプは、原則禁止か濫用防止は問わず
いやしくも反獨占法制をもっている國ならば、何れも非
難しているものである。

これに反して、過度の經濟力集中のために危くなつた

競争體制を復活するための協定若しくは合併は、何れの國においても認められているのである。また現行のわが國獨占禁止法、西ドイツの競争制限禁止法において、合理化カルテル、不況カルテルを認めているが、これらは勿論カルテル・マイン드의傳統の濃い國柄からみて若干の疑惑は持たれよう。また事業者の話し合いでも販賣上の情報交換程度のもは競争制限協定としては禁止すべきか否かのボーダー・ラインにあるものだろうし、價格カルテルでも *cartels* 違反のものもあるだろうが、それ程弊害のない場合も現實に存する。又最近の技術的發展で從來の産業は新興代替産業の深刻な競争にさらされつつある。このような競争は恐らく政府も輿論も無制限なることを許さないであろう。原則的禁止をとっている國においても、農業、銀行、輸出については適用除外の措置がなされていて、競争の原則に對して重大な制限になつている。

このようにみてくると、一般的法令によつてあらかじめ設けられた無條件な基準によつて、自由競争を維持することができ、或は回復することが出来ると云う口實若しくは要求はすてざることが必要である。このような批

評は自由競争原則を容認する専門家の間でも支持されているようだ。

今一つの主張はわが國の經濟同友會の主張のように十九世紀的な非情な企業家的精神を捨て去り、大企業の社會的責任を考慮しながら、安價良質の製品を多量に生産する大企業の利益を説くのである。これは勿論労働者の組織化と云う對抗的勢力を意識しその兩者の平衡力による矯正作用を大きく評價するわけである。しかし多くの國々の立法者は、この平衡作用にのみ委せるべきではないとして、本稿でしばしば説明したように反獨占のため法制化の途をとっているわけである。このことは反獨占法制が私的獨占の弊害を除去するための種々の手段の一つとして重要であることの意味を表わしている。

有効競争の基準は可成り彈力的なもので、一般的に否定されているある種の行爲を列擧することによって、その明確化に近づくことが出来るであろう。最近もつとも建設的な努力としては一九五一年に Blackwell Smith によって發表され、反トラスト法の權威である Professor Oppenheim によって支持されている十二の基準がある。それは 1. 生産役務の量、2. 財貨役務の質、3. 利益を受け

る人の數、4. 代替品の有無、5. 企業家活動への刺戟の有無、6. 生産若しくは配給の能率化への影響、7. 従業員の福祉に對する影響、8. 技術的進歩への影響、9. 消費者に對する價格の適否、10. 國防的見地において公益に役立つか否かの考慮、11. 國家の天然資源保存の見地からの考慮、12. 政府から要求された救濟措置を引受けることによる公衆への利益の考慮の十二の要件である。これが直ちに解答を與えるものではないが、一つの指標ではある。各項目及びその間のバランスの検討、それによる或る企業又は事業者團體の果す役割の最終的評價は、矢張り擔當機關が行わなければならない。

(五) 矯正策の問題

事業者が最も關心をよせている問題は、違反した場合の制裁の種類である。アメリカ、カナダ等の「純粹派」の國では、刑事制裁が主要なものである。これらの國においては、反トラスト法の強化とそれに伴う判決の増加につれ、財界はいつ自分が受けるかも知れない犯罪の名に悩まされている。これらの國の裁判所は、反トラスト法違反は行爲の違法性について認識を必要としないことを確立しているが、問題はボーダーライン・ケースが多

いので、犯罪意識は強くなく、このような裁判所の態度は問題がある。西ドイツの競争制限禁止法は刑事制裁をとっているが、秩序罰 (Ordnungswidrigkeit) として罰金のみを課している。立法者はドイツにおいては、競争制限行為の反倫理性について、従来強い意識がないからであると説明して、將來輿論が變ればより厳しい種類の刑事制裁がとられる可能性も一應あるといっている。

歐洲諸國は行政機關による矯正等に重點がおかれる。一つの行き方は英國やスカンデナヴィヤ諸國の如く獨立の調査委員會で調査のみを行い、その報告に基いて主務大臣が措置をとり、或はそのために特別の裁判所的組織を持つものであり、他の行き方は西ドイツのカルテル廳の如く極めて廣い監督機關を持つものである。新しい英國の反獨占法は、協定登録廳、競争制限行為裁判所を設けており、前者の申立により、後者がある協定が公益に反するか否かを判断することになっている。このように普通裁判所以外の特別な裁判所的組織を設けて、これに反獨占法事件の處理を委ねる傾向は歐洲では強くみられ、普通裁判所も決定權を握るアメリカ等と對照的であ

る。

要するに效果的な反獨占法制の運用のためには、刑事的、民事的、行政的手段が何れも必要であるが、刑事的手段のみに頼ることは、複雑な獨占問題の處理方法としては問題の多いことは明かである。しかしこれまで述べたように、現實のあり方としては原則的禁止の國では、當然司法的手段に重點をおき、濫用防止の國では行政的手段に頼ることとなるが、最近後者の場合も、或る種の司法的手續を加える傾向が強くなった。

(六) 制限的商慣行の登録——公表の原則

制限的商慣行を政府機關に登録すると云う原則は、第二次大戰後反トラストの問題に眞剣にとりくんだ國々の採用した最も建設的な制度であると云えよう。立法によって制限的協定等の慣行を強制的に報告させ、それを登録して一般に公開させるといふ公表の原則はスエーデン、ノールウェイ等の法律の核心をなすものであり、多量にニュアンスはあるが、一九五六年の英國の立法及びオランダの新立法もこのような原則に立っておる。言葉を代えて云えば政府機關に登録されたカルテルを公表することは、このような協定を法律的に有効にしていること

でもあろう。

この公表の原則は多分に、制限的商慣行及びカルテル協定がそれ自體悪ではなく且つそれが大衆の目にさらされていると信ずる國々の側よりする、法律墨守原則 (guilty principle) に對する批判であると云うことが出来る。この二つの原則を或る方法で組合せることは可能である。一方においては歐洲的體制は登録制度のみに満足してはいない。色々な方法で歐洲的體制も、獨立の裁判的組織による審判ないし裁判的なものを確立せんとしておいて、これは北アメリカの原則にやや近づかんとするものである。これに反してカナダ及びアメリカにおいては、法律墨守原則の行きづまりに對する不満と、裁判所が主となっている手続きに對しては、經濟的事實を判斷するに適した方法を探索することが強く必要であると云う聲が大きくなりつつある。

登録、公開の制度に重點をおく人々は、登録を第一段階とし、次に政府機關がそれを審査し、最後に重要なケースで不當なものは訴追すると云う方法の實際的效果を高く評價し且つこれによって輿論を啓發し、業界の不必要な不安と困惑を減ずることが出来るであらうと主張す

るのである。

(七) 法的規制の限界

以上のように各國の反獨占法制を比較検討してみると法的規制の限界と云う問題につき當らざるを得ない。一片の立法的改革をもってしては、深く根ざした社會的經濟的慣習を變え得ることの如何に困難であるかは認めざるを得ない。この事例としてアメリカのある學者は次のように云っている。即ち第二次大戦後、戰勝國は彼等自身の法律的信條及び經驗をもって、敗戰國たる日本及びドイツの舊來の信條及び經驗におきかえようとした處に問題がおきている。占領國たるアメリカの指導と示唆によって獨占禁止法を持った日本及び連合國の占領軍當局の直接の指示によって集中、結合の徹底的解體策をとったドイツの場合は、未曾有の經驗として歴史に残るべきものであるが、最近の色々の證據資料が示すように、日本もドイツも、連合國のおしつけた産業組織の形態又は經濟的な考え方から段々はなれて、戦前のそれに急速に歸りつつあるようである。このことは一部には、外國の力によって課せられたと感じる法律に對する感情的反撥によるものであろうが、そのみだと云うのは餘りに

單純すぎる。その國の社會的・經濟的構造の成立の由來に考慮を拂うことなく、異った國の反トラスト法を自國流に改革したり、また自國流に同化しようとすることは無益であり且つ危険なことである。何れにしても獨占のよゝな非常に複雑な問題の處理には情熱よりも、むしろ理性が必要なのである。根深いアメリカ人の信條からすれば、他國においてシャーマン法の原理が採用されていないことは、競争に對する恐怖、技術的進歩に對する怠惰と敵意によるものだと思うであらう。この信條は勿論正しいが、それが普遍妥當とは云えない。從來のドイツ産業のカルテル・マインドが非能率や技術的進歩の敵という結果をもたらしたことはなかつた。また或る論者によれば、フランスの經濟はここ多年にわたつて無氣力と停滞の危険な兆候を示している。だからと云つてアメリカの原則を無條件に適用することは役立つまいであらう。何故ならばフランスの經濟構造は非常に異つて、小規模及び中規模の企業が支配的であり、従つてそこでは技術的進歩のためには企業の結合とそれに相應する自由競争の制限が必要となつてくるのである。最近の權威ある調査によると戦後の歐洲の生産性の向上と投資の盛ん

なることは目覺ましいものがある。このことの如何に多くの部分が新しい競争精神若しくは反トラスト立法によるものであるかどうか、速斷することは危険であらう。確に反獨占體制はそれだけの信用を要求しなければならぬ。また最近のソヴェートの技術及び生産の最近の劇的前進は、經濟的進歩と異つた經濟組織の型との關係の再認識をよび起すものであらう。

疑いもなく立法的改革は社會的、經濟的慣習の變革を促進し又それに役立つことが出来る。しかし輿論の支持がなければ、抜本的な立法改革は益よりもむしろ害が大い。このような立法的變革と社會的變革の間の妥協の關係をよく見きわめることの必要なことは、反獨占法制及び制限的商慣行の分野において特に重要なことである。

各國の反獨占體制の検討において得られた結論は、反獨占體制の問題は、使命的な熱情ではなく、冷靜な分析によつて検討されなければならないと云うことである。わが國の獨占禁止法の検討もこの結論の例外たることを許さないであらう。

(なお本節はフリードマンの「反トラスト法」W. Fried.

(9) mann, Anti-Trust Laws, N. Y. 1956" ③ "Part III, Comparative Analysis" ④ 449②)

(總論)

本編を編纂した者について

- (1) Edited by Edward H. Chamberlin: Monopoly and Competition and Their Regulation, London, 1954.
- (2) Philip C. Newman: Public Control of Business, An International Approach, New York, 1956.
- (3) R. O. Wilberforce, Alan Campbell and Neil P. M. Elles: The Law of Restrictive Trade Practices and Monopolies, London, 1957.
- (4) Edited by W. Friedmann: Anti-Trust Laws, A Comparative Symposium, New York, 1956.
- (5) United Nations: Restrictive Business Practices Annex C, Text of National Legislation and Other Governmental Measures Relating to Restrictive Business Practices (Economic and Social Council, Official Records: Sixteenth Session) Supplement No. II B, New York, 1953.
- (6) United Nations: Restrictive Business Practices, Report on Current Legal Developments in the Field of Restrictive Business Practices (Economic and Social Council, Official Records: Nineteenth Session) Supplement No. 3, New York, 1954.
- (7) 平石尙: 各國の獨占禁止政策, 通商産業研究 3 卷 6 號 昭和 30.
- (8) 齋藤芳治: 海外における獨占禁止法の動向, 財経詳報 127 號 昭和 32.
- (9) 齋藤芳治: 海外の獨占禁止法, 時の法令, 昭和 33.1.
- (10) 長谷川古, 伊從寛: 各國の反獨占法の概要, 財政經濟弘報 662 號.
- (11) 矢澤惇: イギリスの獨占規制法, ジュリスト, 26 號, 昭和 28.
- (12) 坂根哲夫: 英國における獨占禁止法について, 財政經濟弘報 376 號, 昭和 28.
- (13) 坂根哲夫: 國際カルテル抑制政策の動向, 財政經濟弘報 297 號.
- (14) 坂根哲夫: 獨占禁止政策の最近の動向, 金融經濟 38 號, 昭和 31.
- (15) 矢澤惇: イギリス及びドイツの獨占禁止法, ジュリスト 143 號, 昭和 32.
- (16) ヲイルバフ・フォーエス: イギリスの取引制限行為法, ジュリスト 143 號, 昭和 32.
- (17) ケルト・リントク: 西ドイツの競争制限禁止法, ジュリスト 134 號, 昭和 32.

(公平取引法研究会編纂)